

# 資料4-1

## 第3次行政改革大綱個別取組事項ヒアリングシート

所管課	都市計画課
主要取組事項 10本の柱	⑤市有資産の適正管理
個別取組事項	No. 59 児童遊園等の利活用方法の推進
目的・めざす姿	・児童遊園等の利用状況の把握や遊具保守点検結果により、目的に合った遊具の配置や維持管理が適正に行われており、利用者が安心して利用できている。

### 1. 令和4年度までの取組内容・結果

<p>①児童遊園等の利用 遊具等の点検時に利用者数や、遊具の利用状況など把握を行った。 児童遊園の使用許可申請の受付、使用許可を行った。</p> <p>②維持管理 施設内にある植物の管理(剪定、植栽防除など)やトイレ・園内の清掃や電気、水道などの維持管理を行った。</p> <p>③遊具等点検 保守点検として目視診断、触診診断などによる異常や劣化の有無を調べる日常点検を年6回実施した。</p> <p>④遊具等の修繕 遊具等を安全・安心に利用できるように点検結果や現況に応じ修繕や工事を行った。</p>
---

### 2. 令和5年度における現状・課題

<p>①利用状況の把握 遊具等の点検時に利用者数や、遊具の利用状況の把握に努めるも、日常的な利用者の年代、利用者数、遊具の利用状況、児童遊園等を利用しない要因などの把握は難しい。</p> <p>②遊具について 遊具の多くは、昭和40～50年代頃に設置されて以来50年が経過していて、子ども達にとって安全に利用できるよう、遊具、規準の改定等を参考に物理的に危険がないよう努めている。負担の軽減も含め維持管理の手法の検討が課題である。</p> <p>③安全対策 他市で公園内の事故報道がされたことに伴い、市内公園での事故抑制にむけて敷地内の土層部の金属片等の危険物の確認、除去作業を行った。</p>
---

### 3. 今後の取組計画

実施内容	<p>①安全・安心対策 遊具の保守点検や施設の点検、確認を行い必要に応じて修繕等を実施していく。 敷地内の危険物の確認、除去を継続的に実施していく。</p>
スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童遊園の使用許可申請の受付、使用許可（随時）</li> <li>・植物管理、施設内維持管理をシルバー人材センターへ委託（年度初め）</li> <li>・電気代、水道代などの管理（毎月、各月、必要に応じ支払い）</li> <li>・安全対策として、遊具の保守点検（年6回） 施設内の確認、危険物の除去</li> <li>・遊具や園内施設の修繕、工事等（随時）</li> </ul>